

## 【相続人・相続分】

- 1 養子と実子の相続分は、( ) である。
- 2 嫡出子と非嫡出子の相続分は、( ) である。
- 3 被相続人の(①)は、常に、相続人となる。なお、配偶者とは、(②)にある者のことをいう。
- 4 被相続人の(①)は、第一順位の相続人となり、(②)は、第二順位の相続人となり、(③)は、第三順位の相続人となる。
- 5 (①)は、代襲相続の原因となるが、(②)は、代襲相続の原因とならない。
- 6 相続人が、配偶者と子供の場合、配偶者と子供の相続分は、それぞれ( )となる。
- 7 相続人が、配偶者と直系尊属の場合、配偶者の相続分が(①)で、直系尊属の相続分が(②)となる。
- 8 相続人が、配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者の相続分が(①)で、兄弟姉妹の相続分が(②)となる。
- 9 半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の相続分の( )となる。
- 10 兄弟姉妹の子供(被相続人から見れば、甥や姪)は代襲相続人になることが(①)が、甥や姪の子供は代襲相続人になることが(②)。
- 11 子供の子供(被相続人から見れば、孫)は代襲相続人になることが(①)、孫の子供(被相続人から見れば、ひ孫)は、代襲相続人になることが(②)。
- 12 代襲相続人の法定相続分は、被代襲者が受けるべきであった法定相続分と( )。
- 13 被相続人の( )は、被相続人に子(その代襲相続人含む)も直系尊属もない場合に、被相続人の相続人となる。

## 【相続税の課税財産等】

- 1 弔慰金は、被相続人の死亡が業務上の死亡であれば、被相続人の死亡時の普通給与の(①)まで非課税となり、被相続人の死亡が業務上の死亡でなければ、被相続人の死亡当時の普通給与の(②)まで非課税となる。
- 2 被相続人の死亡によって被相続人に支給されるべきであった退職手当金で、被相続人の死亡後(①)に支給が確定したものは、相続税の課税対象となり、「(②)」により求めた金額が非課税限度額となる。
- 3 ( )が受け取った死亡保険金や退職手当金等には、非課税の適用はない。
- 4 死亡保険金・退職手当金の非課税限度額は、「( )」の算式により計算した金額である。

- 5 問2や問4の法定相続人の数（以下、税法上の法定相続人の数という。）は、「相続の放棄をした者がいる場合でも、(①)ものとした場合の相続人の数」「法定相続人の中に養子がいる場合の法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは(②)、実子がいないときは(③)まで。」となる。
- 6 被害者が交通事故で死亡したことに対して、遺族に支払われる損害賠償金は、相続税の課税対象と( )。
- 7 相続又は遺贈により財産を(①)者が、その相続の開始前(②)にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与によって取得した財産は、相続税の課税対象となる。
- 8 相続又は遺贈により財産（みなし相続財産を含む）を( )者が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税による贈与により取得した財産は、相続税の課税対象とならない。
- 9 相続の放棄をした者が、契約者（＝保険料負担者）及び被保険者を被相続人とする生命保険契約に基づいて受け取った死亡保険金は、相続税の課税対象と(①)が、非課税の適用は(②)。
- 10 被相続人に対する給与のうち、相続開始時において支給期の到来していないもので、被相続人の死亡後( )に支給が確定したものは、相続税の課税対象となる。
- 11 被相続人から贈与により取得した財産で( )の適用を受けているものは、相続税の課税対象となる。
- 12 贈与税の配偶者控除の適用を受け、その贈与後3年以内に贈与者が死亡して相続が開始し、受贈者がその相続により財産を取得した場合であっても、贈与税の配偶者控除に係る( )は、受贈者の相続税の課税価格に加算されない。
- 13 死亡保険金は、( )で、保険金受取人が異なる場合、相続税の課税対象となる。
- 14 相続時精算課税制度の適用を受けて取得した贈与財産は、( )で相続財産に加算される。
- 15 相続又は遺贈によって財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、原則、(①)に加算されるが、その価額は(②)で評価される。
- 16 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の適用を受け、その贈与後3年以内に贈与者が死亡して相続が開始し、受贈者がその相続により財産を取得した場合であっても、( )は、受贈者の相続税の課税価格に加算されない。